

第2回「国立公園等整備事業の適切な執行に関する懇談会」 議事概要

■日 時：平成27年2月24日（火） 10：00～12：00

■会 場：ハロー貸会議室八丁堀 2F会議室（東京都中央区入船1-1-26 永井ビル2F）

●委員発言 ○事務局発言

【国立公園等整備事業（工事）における技術力等の評価の方針】資料1に関する質疑応答

- 総合評価落札型より施工能力評価型だと発注期間の短縮になるとのことだが、提出書類はどのくらい減るのか。書類作成・審査の負担が大きいの説明だったので聞きたい。
- 現在、A4で1枚の施工計画を求めているが、Ⅱ型では取らないのでその手間は減る。資格審査に係る提出書類は減らないが、現在、施工実績などの書き方が地方環境事務所でバラバラであり、今後、統一すれば同じものを使い回せるため提案者側の負担は減る。
- 一般に技術者の能力評価は経験と資格で行うとして、特異性の高い自然再生工事の場合、技術者の能力評価は何の資格で行うのか。
- 土木、造園の施工管理技士で評価している。自然再生に係る資格として差別化は難しい。

【意見交換】第1回、第2回を総括した意見交換

- 企業の技術力には、「工事成績」と「表彰等」があるが、成績は実績とどう違うのか。表彰はどの範囲までを考えているのか。技術提案評価型（S型）の加算点は、過去について30点、未来に係ることで30点と理解したが、「6点×5提案」の意味は。
- 「工事成績」は完了後に発注者側が評点を付けるもの。表彰は、環境省では出しておらず、他省庁や自治体による表彰をどこまで取り込むか、今後検討。1テーマにつき6点加点し、最大で5つの提案を求めるという意味。
- 工事成績を評価に組み入れるのは好ましい。自然風景の再生という特殊な技術を積極的、継続的に評価するという環境省側の意思を示して、業界がレベルアップしていく方向付けができることよい。CPDなどの努力を評価することも、同様に好ましい。実績や表彰だけでなく、優良事例を勉強して技術のレベルアップを図るような取組も評価できないか。民間資格も一定程度以上のものは準国家資格と扱うことはできないか。
- CPDの評価は、行っていく予定である。資格の取り込みについては、どこまで可能か検討していきたい。
- 建設業法では「造園工事」についての規定があるが、自然再生等に関するものを入れるよう働きかけてもよいのではないか。そうすれば業者の指定がより明確になる。
- 現在でも「植生を復元する工事」の規定は入っている。
- 特殊なノウハウを必要とする工事では、技術者の専門性が必要で、そのためには資格を明記するのが一つの方法。類似の資格を精査し、いくつかを評価することはできないか。現場で工事を監督した経験からいうと、知らないうちに問題なことが起こっていると困る。問題かどうかは当然に理解できる業者、つまり応用力を持つ人を選ぶことが重要。

- 特殊な現場の中で対応する技術、能力が求められるが、現場が少なく技術者は育ちにくい。「専任補助者」を配置できるとしたのは、この状況への対応と理解してよいか。
- 企業の工事成績、表彰等の適用年数ともかかわる。
- ご指摘のとおり。
- 「新規参入を促す観点」と「実績＝技術を評価する観点」では異なるということか。
- ご指摘のとおり。工事数も業者数も少ないため適用年数が短いと該当する業者が限られ、5年にしてほしいというのが業界からの意見だが、新規参入を促すには短い方がよいので、2年という案。技術者は短かすぎると参加機会が少なく技術者が不足するので4年とした。
- 具体的にシミュレーションした結果か。
- 2年、4年は国交省ガイドラインに準じたもの。実態に合うかは見ていく必要がある。参加資格とはせず、門戸を開きつつ実績があるところには加点するという考え方。
- 年数の設定に当たり配慮が必要かもしれない。
- 地理的要件の設定については、地元限定は難しく、ブロック単位程度がよいと思う。離島の工事で、施工能力のない業者が落札して苦労したことがある。内地から応札可能にして改善された。広域から応札可能にした方がよい。
- 地理的要件の設定は、工事内容、場所によると考える。特異な地形や気象条件は地元でないと分からない部分もある。内容によって選択できると現場としてはやりやすい。
- 地元の範囲は県内ということか。
- 場合によっては市町村内も考えたい。集団施設地区内など一般的な利用施設では、都道府県、広域でよいが、積雪15cm足らずでも雪崩の危険を理由に工事中断を提案してきた業者もあり、地元でしかわからない情報、現場の経験を尊重すべきと感じたことがある。ブロック単位の場合、地方環境事務所管内を想定している。
- 「地域精通度」は「施工能力」の評価項目として残してある、ということによいか。
- ご指摘のとおり。工事によって発注者が選択できる余地を残している。
- 「表彰」を企業の技術力評価に加えるのなら、環境省でも優れた工事を表彰する仕組みが考えられないか。例えば、日本造園学会では隔年で「作品選集」、「技術報告集」をそれぞれ出しており、自然公園の中での施工例も含まれている。現地も見て査読付きであり、数も一定数ある。ほかに日本緑化工学会でも評価が行われている。こうした客観性のある評価がされたものは、加点してよいのではないか。
- 業界全体としてレベルアップに取り組む好循環を作りだすような加点方式が考えられるとよい。自然公園の事業では完成後に管理にかかわる団体と連携してマネジメントを検討し、計画から管理まで一貫して考えるようなことへの配慮も大事。技術提案の評価対象に、その場所を使う団体と意見調整しながら工事を進めることも加えてはどうか。活動に支障が出ないように、現場をよく分かっていて知恵を持っている人達との調整は有益であり、利用者の安全管理の観点からも意味があるのではないか。
- 今回議論していただいているのは、工事段階での評価であり、設計はすでに出来上がっている。工事によって現場の活動等に支障が出ないようにとの提案は評価できるが、工

事の目的物自体は設計段階の評価として取り込まなくてはならないと理解している。

- 技術点の加算の考え方だが、価格点とのウェイトはどうか。業者の評価にどれだけ反映されるのが問題。
- 現状は標準点 100 に加算点 10～30 であるのに対し、今回の改善案では加算点 40～60 としている。価格との関係で評価値を出す仕組みは従来と変わらないがウェイトは高まる。
- 環境省案への各委員の評価としては、概ね問題ないようである。最後に各委員から一言ずつお願いしたい。
- 産学官連携を進める意味でも、学会の活動結果を使っていただきたい。
- 自然や生き物を扱う分野は特殊性が高い。技術の向上については環境省が先頭を切って主導してほしい。一般土木でも配慮が必要であることを主張してほしい。
評価方式を公表し、技術者、企業が前向きにとらえインセンティブを与えられるとよい。
- 環境省の工事は小さくて特殊であることは理解できた。地域性が強いこともあり、ある程度裁量性のある入札となることはやむを得ないが、公平性も維持する必要がある。
- 国立公園は発足から 80 年になるが、直営の工事は歴史が浅い。どう伝統を作っていくかだが、実績を積み重ねていくことが重要。施工現場での研修が有効であり、検討をお願いしたい。
- たくさんの提案があったが、環境省でよりよい制度にしてほしい。